

3 月定例会久代安敏議員の一般質問と答弁の要旨

2006/3/8

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」(人権条例)について

昨年 12 月 4 日開催の「日南町同和教育研究集会」の資料に、昨年 9 月県議会に於いて議員提案で制定された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」(人権条例)について、「...人権侵害の防止と救済に大きな役割を果たしていくことが期待される」と評価している。

県は、法曹界はもとより県内外の条例改廃を求める世論と運動のまえに 2 月県議会でも同条例の 6 月施行を停止する方針であるが、町同推協の会長(町長)及び教育長は、同条例のどこに期待したのか。

日南町内で救済されるべき人権侵害の事実について明らかにし、それは現行の法制度や私人間の話し合いで解決できないものなのか問う。

町長答弁

人権侵害の防止と救済は、私たち一人ひとりが真剣に考えなければならない課題であり、その方策として示された今回の条例が役割を果たすべき制度に確立されることに期待しているが、今後の動向については更に慎重に見守っていききたい。

日南町では現段階で行政が取り扱っている人権侵害事例はないが、県内状況等から何らかの人権侵害に係る救済は必要ではないかと判断している。

また、本条例の場合第 22 条で「調査及び救済手続きに当たっての配慮」として、基本は当事者同士の話し合いと自主的な解決が基本になっていると考える。

障害者自立支援法施行について

障害者自立支援法が 4 月 1 日より施行される。身体・知的・精神の 3 障害に関するサービス提供責任が市町村に一元化されることになるが、円滑な制度利用の仕組みの構築・制度アクセスへの保障・利用料減免制度などの拡充や適正な支給決定の仕組みの構築は図られているか。

障害者計画と障害福祉計画の整合性をどう図るのか。

地域生活支援事業にかかわる条例化をどのようにすすめるのか。

地域供給基盤の整備の計画的整備を地域の实情に合わせてどうすすめていくのか。

町長答弁

4 月 1 日から施行される障害福祉サービスの一部及び自立支援医療に係る支給決定等のための周知・説明及び低所得者に対する個別減免、補足給付等の対象者の決定等の事務手続きを 1 2 月から進めており、4 月からの支給に支障とならないように努めている。

基本計画である障害者計画と実施計画となる障害福祉計画は平成 1 8 年度に並行して策定することとしている。

1 0 月 1 日からの施行となる障害者相談支援事業、コミュニケーション支援事業等の地域生活支援事業の構築はこれから具体化することとしている。

地域の社会基盤の整備については、障害福祉計画を策定する中で検討することとなる。

介護保険制度について

介護保険料(第 1 号保険料)改定の時期であるが、法改正で保険料段階設定の見直しがされたが、基準額及び段階別保険料設定と被保険者数はどうなるのか。

原則として 4 月から施行される「新予防給付」及び「地域包括支援センター」は、2 年の猶予期間があるが、どのような体制で臨むのか。

「地域支援事業」は、4 月からの実施であるが、どうすすめるのか。

地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会の設置はどうすすめられているか。

町長答弁

第 3 期(18 年度～20 年度)の介護保険料の基準額は据え置きとし、4,200 円となる。保険料率の区分は 7 段階とし、所得の高い者は保険料率を高く設定することとしている。人口推計による被保険者数は 3 ヶ年で 7,944 人を見込んだ。

地域包括支援センターは 18 年 4 月に設置する。職員体制は一部兼務で 4 人体制を予定している。

地域支援事業は、まず特定高齢者の実体把握から始めることとなるが、介護予防事業は現行の事業を継続しながらプログラム構築と体制整備を図っていくこととなる。

地域包括支援センター運営協議会の構成員は、介護保険事業計画策定委員会の構成員が兼ねることとしている。また地域密着型サービス運営委員会機能についても地域包括支援センター運営協議会がその役割を担うこととしている。

校区まちづくり協議会の設置と社会教育(公民館)について

校区まちづくり協議会の設置にともない、町から公民館が全てなくなる。社会教育法上の任務は、教育委員会によって達成されるべきだが、どのようにすすめるのか。

町長答弁

校区まちづくり協議会の活動の柱に住民学習部門を設けてもらい、部の活動の中で従来の公民館活動を行う。社会教育委員及び関係団体との連携を深めながら継続して取り組む。

西部広域圏内の可燃ごみ処理計画について

去る 1 月 20 日、鳥取県西部広域行政管理組合の正副管理者会議が、「新広域可燃ごみ焼却施設建設計画」を凍結し、南部町に依頼していた建設用地の取得事務を中止し白紙とした。財政再建とゴミの減量化・リサイクルの両面から当然のこととして評価する。この決定をどう受け止めているか。

新たに検討する計画として、平成 23 年度以降は米子市へ委託することとなっているが、現在ある下石見の焼却場の耐久性も含めて再検討を急ぐべきだと考えるがどうか。

町長答弁

社会経済の情勢も大きく替わりつつあり、この際、凍結し、慎重に検討することは時期を得た判断と思っています。

町として最善の方法を再検討すべく指示しているので、その検討作業を待って、町としての方針を出したいと考えています。